

放送大学学習センター所長会議規程

平成22年10月13日

放送大学規程第3号

改正 平成25年3月13日、平成29年3月28日

(設置)

第1条 本学に、学習センターの運営に関する重要事項について連絡協議するため放送大学学習センター所長会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 附属図書館長
- 四 オンライン教育センター長
- 五 学習センター所長
- 六 事務局長

2 会議に、議長を置き、学長をもってあてる。

3 学長が出席できないときは、副学長がその職務を代行する。

(議事)

第3条 会議に、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席会議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、関係の教員又は職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会等)

第5条 会議に、学習センターの運営に関する基本的事項について連絡調整を行うため、幹事会を設けることができる。

2 前項の幹事会に、必要に応じて委員会等を置くことができる。

(事務)

第6条 会議の事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な細目は、会議が定める。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。